

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年5月25日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
寺岡 伊代	寺岡いよ後援会	令和8年4月30日